

# 大阪府建築健康保険組合 肺炎球菌ワクチン予防接種費用補助金交付 実施要項

肺炎球菌感染症は、高齢者死亡原因の第3位を占める肺炎の原因菌として重要です。

肺炎球菌肺炎の発症や重症化を予防する肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、ニューモバックス®NP、MSD製薬, 1回接種)の費用負担を軽減するため、令和7年度より新規の保健事業として肺炎球菌ワクチン予防接種の補助を実施します。

## 1. 対象者 66歳以上の被保険者・被扶養者

接種年度内に65歳になる方は定期接種(市町村自治体から公費助成あり)の対象となり、組合からの補助金交付の対象外となります。

また、66歳以上を任意接種の助成対象とする一部の自治体居住者で公費助成を受けられた方は、組合からの補助金交付の対象外となります。

## 2. 実施期間 令和7年4月1日接種分より 通年

## 3. 補助額 上限4,000円までの実費

## 4. 請求方法 必要書類①②を組合へ提出してください。

### ①肺炎球菌感染症の予防接種費用補助金請求書

\*事業所で実施された場合は、請求者一覧表を添付してください。

### ②領収書の写し(接種者の氏名、接種日等がわかるもの)

\*原本を提出された場合、返却いたしませんのでご注意ください。

## 5. 請求期間 接種日より2年以内(組合必着)

※公費助成については、お住まいの自治体HPでご確認ください。

※肺炎球菌ワクチンの効果、効果持続期間、副反応などの医薬品情報は、ワクチン販売元(MSD製薬)あるいは厚生労働省のHPでご確認ください。

組合補助金の交付手続きについては、組合事業部までお問い合わせください。  
請求書等は当組合HPからもダウンロードできますのでご利用ください。

大阪府建築健康保険組合 事業部

TEL 06-6942-3622

HP <https://www.kenchiku-kenpo.or.jp>